

# 罹災証明「一部損壊」でも、支援を！

## 1000人が3カ月もの避難生活、住まいの確保は喫緊の課題

発災から3カ月、未だ1,000人の方が避難をしています。長期の避難生活で、被災者の方々は心身ともに疲労されています。

1日も早く通常の生活を送れるようになるためには、何らかの形で住まいが確保されなければなりません。喫緊の課題です。

## メドのたっていない世帯が6割

家屋の損壊、余震不安などが避難の理由です。

中央区について、ヒアリング調査の詳細を聞きました。165世帯のうち134世帯から回答があり、6割以上の世帯でメドが立っていないというものでした。たいへん深刻です。

### 【中央区ヒアリングの結果】

回答のあった134世帯の内訳は、

- ① みなし仮設が見つかった世帯が7世帯
- ② 新しい住居への引っ越しのめどがついた世帯が10世帯
- ③ 修繕手配中の世帯が32世帯
- ④ メドが立っていない世帯が85世帯(63.4%)

## 「一部損壊」も含め、支援をすることが必要

罹災証明取得済の半数が「一部損壊」です。市は「きめ細かに対応していく」と答弁していますが、現行制度では支援のない「一部損壊」でも、経済的困難や多額の復旧費用を要するなど、一定条件での支援をすべきです。

### 【避難者の罹災証明の状況】

(中央区の場合・取得済)

- 全壊 16.7%
- 大規模半壊 11.1%
- 半壊 20.8%
- 一部損壊 51.4%

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

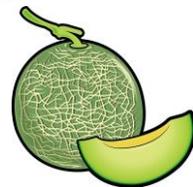
上野みえこ なすまどか 山部洋史

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1006  
2016年7月24日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/



# 市政懇談会のごあんない

熊本地震の発生から3カ月以上が経ちました。

6月議会は、発災から間もないということで1日のみの開催でした。

9月議会は、昨年度の決算が報告されるとともに、熊本地震復興の本格的な補正予算も提案されます。日本共産党市議団としても、改めて市民のみなさまの声をしっかり受け止め議会に届けていきたいと思ひます。

下記のとおり、市政懇談会を開催します。どなたでもご参加いただけますので、ぜひご参加ください。



と き：8月3日(水)午後2時より

と ころ：県民交流会館パレア第4会議室(鶴屋東館9階)

### 【控室から】 暑い夏の闘い

上野 みえこ



梅雨も明け、1年で一番暑い季節を迎えています。今年は、熊本地震での休校もあったので、小中学・高校など、学校の夏休みは少し短くなるようです。暑い中の登校、大変だと思ひますが、熱中症等に十分気を付けて、学校生活を頑張ってください。

24節氣の一つ「大暑」、今年は「7月22日」です。「暑さに負けないように、栄養豊富なてんぷらを食べべらるの日」だそうです。みなさんも、健康に留意して、暑い夏を乗り切ってください。

東京では、暑い中、「都知事選挙」の熱い闘いが行われています。前知事・前々知事と、2代にわたって「政治と金の問題」で知事が任期途中で交代することになった東京都。野党統一の鳥越俊太郎候補は「憲法を守り、弱者に寄り添う、人にお金を使う優しい東京都」と訴えています。住民の立場で都政を動かし、政治と金の問題もキッパリ正していく都知事の実現に、都民の意思が示されますように。

## 納屋・倉庫等の修理や敷地へのユニットハウス等の設置

### 災害救助法の対象になります

6月24日に出された内閣府の通達で、地震被害にかかる住まいの確保の促進策が拡充されました。

具体的には、敷地内に納屋・倉庫等を備える農家住宅や、敷地が広く有効活用が可能である場合、住家と同じ敷地内にあって、これと一体的に利用されてきた納屋・倉庫等を修理し、居住可能なスペースを確保する場

合や、住家と同じ敷地内にユニットハウスやコンテナハウス等をリース等により設置する場合は、災害救助法の対象となることが示されました。

熊本市では、まだ具体的に適用事例はありませんが、対象となる案件については、対応するとしています。

利活用をお考えの方は、市にご相談ください。

## 液状化 市域全体の被害の全容を把握し

### 支援を国へ要望するとともに、市独自の支援策も検討

液状化については、現在「液状化被害基礎調査業務委託」により、南区近見地区を中心に被害の実態調査が行われています。上野議員は、液状化の確認されている市域全体の調査を行うことを求めました。

都市建設局長は、「市域全体の被害の全容を把握する。支援策を国へも要望し、市独自の支援策も検討する」と答弁しました。

液状化や地盤沈下の発生している地域は、住宅再建だけではなく、地盤改良等の液状化・地盤沈下対策も必要となります。またかなりの費用も必要です。

上野議員は、液状化対策事業を行うに当たり、受益者負担を抑えることや、補助対象とならない地域の対策など、被災者の不安に応える立場での検討を求めました。

## 耐震診断 希望者へ速やかな実施を

6月に募集された耐震診断には、一般診断 136 戸の募集に 1,453 戸の応募がありました。精密診断は、募集 2 戸に 13 戸の応募でした。予定戸数が、熊本地震発生前に予算化されたものであったために、予定戸数を大幅に上回る申し込みとなりました。上野議員は、今回選出されなかった 1,300 戸以上の方々についても速やかに耐震診断を行うよう求めました。都市建設局長は「予算と耐震診断士が確保され次第実施していく」と答弁しました。

本市の耐震診断助成は、一般診断で 1 戸あたり 5,500 円の負担、精密診断で上限 86,000 円の 3 分の 2 補助となっています。しかし、一般診断で横浜市が無料であったり、福岡市・北九州市は 3000 円など、自治体で負担額に差があります。また、改修費用への補助も補助率や上限額など、様々です。上野議員は、耐震診断や耐震補強を速やかにすすめるために、診断費の自己負担軽減や、改修費用の増額等の検討を求めました。

### 「生活必需品の支給」被災者の立場での運用を

「生活必需品等の支給」は、現物支給で、寝具・衣類・紙おむつ・台所用品など 23 品目から必要なものを支給しています。

しかし、品目が限られている上に、費用の上限も、全壊で 1 人世帯の場合 18,400 円、半壊・1 人世帯で 6,000 円です。家財がほとんど壊れてしまった方々にはあまりに少ない金額です。

金額の引き上げ、一部損壊でも家財がほとんど壊れてしまった方々を対象とするなどを、国に要望するとともに、市としても、被災者のニーズにあった品物が支給できるような工夫をすることなど、求めました。

健康福祉局長は、国に要望するとともに、品目の拡大は今後検討していくと答えました。